平成〇〇年(東)第〇号

申立人 X ほか3106名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解案受諾勧告書

第1 勧告の趣旨

当パネルは、被申立人に対し、平成30年10月15日付け和解案提示理由書(以下「本件提示理由書」という。)第1記載の和解案(以下「本件和解案」という。)を受諾するよう勧告する。

第2 勧告の理由

- 1 本件和解案の考え方は、当パネルにおいて、平成30年6月7日に開催した進行協議期日内及び本件提示理由書「第2」(1頁以下)において十二分に説明を尽くしているところである。しかるに、被申立人は、平成30年10月29日付け回答書(以下「本件回答書」という。)により、和解対象者に慰謝料増額を基礎付けるような法益侵害が発生したと考えることはできないと主張するので、当パネルは、改めて、本件和解案の考え方を略述しておく。すなわち、申立人らの間で福島市の他の地域の者と比較して強い不安や恐怖が醸成されるなかで、2地点が特定避難勧奨地点に設定されるほどの線量を有することが明らかになった以上、和解対象者が抱く放射線被ばくに対する不安や恐怖は合理的であり、それに伴う日常生活上の制限や制約が生じたと考えたことから本件和解案を提示したものである。そして、被申立人が指摘する事情は、当パネルの認定を覆すに足りるものではない。
- 2 また、被申立人は本件回答書「第2 2」から「第2 4」まで(2 頁以下)において、本件和解案とその前提となった当パネルの認定に

ついて種々論難するものであるが、その論旨は被申立人がその準備書面において主張していた論旨の再述にすぎないというべきところ、当パネルにおいては、被申立人の準備書面において主張するところも踏まえて本件和解案を提示したことを改めて指摘しておく。

3 被申立人は、本件回答書「第2 5」(6頁以下)において、被申立人は行動の容易性をとりあげて和解の距離的範囲につき反論しているが、行動の容易性は考慮要素の一つにすぎず、それのみで結論を導いたわけではない。

また、被申立人は、避難者も和解対象者に含めることに異を唱えているが、放射線被ばくに対する不安や恐怖に襲われてやむを得ず避難した者を除外するいわれはないから避難者も本件和解案の対象者としたものであり、被申立人の批判は当たらない。

4 以上のとおりであるから、当パネルは、被申立人に対し自己の主張 に固執することなく、本件和解案を受諾するよう強く勧告する。

平成30年11月15日

原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員 脇 奈穂子 仲介委員 古澤 眞尋